

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

相続対策 (生命保険の活用その2)

Q：私は以前に大病をしたので、保険に入ることができません。こんな私でも出来る相続対策はありますか。

A：ご質問のように病気で保険に加入できない場合や、高齢で加入できないときは、相続人となる人に保険を掛けると対策になります。このケースは、納税資金の準備にもなりますが、相続税の評価を下げるのに使います。

契約者	父
保険料負担者	父
被相続人	子
受取人	父

上記のような契約形態をとります。

相続が発生したときは、まだ保険事故が起きていないので生命保険は支払われませんが、新たな契約者については「生命保険に関する権利」を相続等により取得したものとみなされます。

「生命保険に関する権利」の評価は

①年(月)払いの場合

払込保険料×70%－生命保険金額×2%

②一時払いの場合

払込保険料となります。

年払いの場合は、災害割増特約等をセットするとその評価をもっと下げることが出来ます。一時払いの相続税評価額は、払い込んだ保険料の額ですので、その運用益の含みには課税されないことになります。

